

令和8年度 保育所等入所申込要領

<令和8年4月入所の申込み（新規・転園）>

入 所 月	令和8年4月入所 ※5月以降の入所申込みは下表を参照
対 象 者	令和8年4月1日時点で生後2か月を経過する児童
受付期間	1次受付 令和7年10月15日（水）～11月7日（金） [2次受付 11月10日（月）～令和8年2月20日（金）]
受付場所	伊東市役所幼児教育課（高層棟5階）9時～17時 ※閉庁日除く

※2次受付は、1次受付期間終了後の出生児童、転入児童に限ります。

※1次受付の利用調整後、2次受付の利用調整を行います。

<各入所月の申込受付期間（新規・転園）>

入所月	受付期間	
令和8年5月	令和8年2月24日（火）	～ 4月3日（金）
6月	4月6日（月）	～ 5月1日（金）
7月	5月7日（木）	～ 6月5日（金）
8月	6月8日（月）	～ 7月3日（金）
9月	7月6日（月）	～ 8月5日（水）
10月	8月6日（木）	～ 9月4日（金）
11月	9月7日（月）	～ 10月5日（月）
12月	10月6日（火）	～ 11月5日（木）
令和9年1月	11月6日（金）	～ 12月4日（金）
2月	12月7日（月）	～ 令和9年1月5日（火）
3月	1月6日（水）	～ 2月5日（金）

- 生後2か月を経過した翌月から入所できます。（出生前児童の申込みはできません。）
- 施設の空き情報は市のホームページで公表しています。（毎月中旬に更新予定）
- 育児休業から復職する場合は、復職月からの入所の申込みとなります。

例：9月20日復職の場合、9月入所の申込みができます。（受付期間 7/6～8/5）

1 保育施設一覧表

各施設の詳細は、幼児教育課窓口に設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。

施設名	所在地	電話番号	児童の生年月日（年齢）	定員
○保育園				
富士見保育園	玖須美元和田 716-129	37-2179	R2.4.2～R7.4.1 (1歳児～)	110人
玖須美保育園	和田二丁目 1-23	36-6380	R2.4.2以降 (0歳児～)	120人
広野保育園	広野三丁目 3-28	37-0575	R2.4.2～R7.4.1 (1歳児～)	60人
宇佐美保育園	宇佐美 610-20	47-3004	R2.4.2～R7.4.1 (1歳児～)	100人
八幡野保育園	八幡野 1189-170	54-2700	R2.4.2以降 (0歳児～)	80人
伊豆栄光荻保育園	荻 601-13	36-6603	R2.4.2以降 (0歳児～)	80人
伊豆栄光富戸保育園	富戸 45-1	51-1780	R2.4.2以降 (0歳児～)	80人
伊豆栄光湯川保育園	湯川三丁目 8-10	37-5488	R2.4.2以降 (0歳児～)	100人
つくし保育園	吉田 584	48-7747	R2.4.2以降 (0歳児～)	60人
○認定こども園（保育部）				
川奈愛育クラブ	川奈 1267	44-1400	R2.4.2以降 (0歳児～)	74人
○小規模保育事業				
伊豆栄光なぎさ保育園	静海町 3-20	55-7473	R5.4.2以降 (0歳児～)	19人
ちゅうりっぷ保育園	吉田 370	55-7855	R5.4.2以降 (0歳児～)	18人
小規模保育所えん	松原 771-13	32-0030	R5.4.2以降 (0歳児～)	12人

※ 0歳児クラスは、生後2か月を経過した翌月から入所できます。

※ 認定こども園（幼稚部）を希望する方は、施設に直接お問い合わせください。

※ 定員は運営状況等により変更となる場合があります。

2 教育・保育給付認定について

保育所等を利用するためには、児童の保護者が保育を必要とする事由（4ページ参照）のいずれかに該当し、教育・保育の認定（2号認定・3号認定）を受ける必要があります。

教育・保育の認定申請は、保育所等の申込みを同時に行います。

認定区分	保育の必要性	保育の必要量	保育必要量の基準（就労の場合）
1号認定 （3～5歳児）	なし （幼稚園等）	教育標準時間	なし
2号認定 （3～5歳児）	あり （保育園等）	保育標準時間	就労時間 月 120 時間以上
		保育短時間	就労時間 月 60 時間以上 120 時間未満
3号認定 （0～2歳児）		保育標準時間	就労時間 月 120 時間以上
		保育短時間	就労時間 月 60 時間以上 120 時間未満

※ 4月入所申込者の認定通知書は、入所調整等の事務手続きに時間を要するため、入所承諾通知書とともに2月上旬頃の送付を予定しています。

※ 保育の必要性の事由に該当しない場合は、保育施設等の利用はできません。

3 申込方法について

(1) 受付期間

①令和8年4月入所の申込み（新規・転園）

入 所 月	令和8年4月入所 ※5月以降の入所申込みは下表を参照
対 象 者	令和8年4月1日時点で生後2か月を経過する児童
受付期間	1次受付 令和7年10月15日（水）～11月7日（金） [2次受付 11月10日（月）～令和8年2月20日（金）]

※出生前の児童の申込みはできません。

※2次受付は、1次受付期間終了後の出生児童、転入児童に限ります。

※1次受付の利用調整後、2次受付の利用調整を行います。

②各月の入所の申込み（新規・転園）

入所月	受付期間	入所月	受付期間
4月	－ ～ －	10月	8/6（木） ～ 9/4（金）
5月	2/24（火） ～ 4/3（金）	11月	9/7（月） ～ 10/5（月）
6月	4/6（月） ～ 5/1（金）	12月	10/6（火） ～ 11/5（木）
7月	5/7（木） ～ 6/5（金）	1月	11/6（金） ～ 12/4（金）
8月	6/8（月） ～ 7/3（金）	2月	12/7（月） ～ 1/5（火）
9月	7/6（月） ～ 8/5（水）	3月	1/6（水） ～ 2/5（金）

※生後2か月を経過した翌月から入所できます。（出生前児童の申込みはできません。）

※施設の空き情報は市のホームページで公表しています。（毎月中旬に更新予定）

※育児休業から復職する場合は、復職月からの入所の申込みとなります。

例：9月20日復職の場合、9月入所の申込みができます。（受付期間 7/6～8/5）

(2) 受付場所

伊東市役所幼児教育課（高層棟5階） 9時～17時 ※閉庁日を除く
（各出張所・連絡所及び郵送での受付は行いません。）

(3) 市外の保育所等を希望する場合

市町ごとに申込方法・受付期間等が異なりますので、希望先の市町の申込要領をあらかじめご確認のうえ、各市町で定める受付期間終了日の2週間前までに伊東市幼児教育課に提出してください。

入所の可否については、希望先の市町で決定し、伊東市を通してお知らせします。

(4) 申込書類等

- ① 教育・保育給付認定申請書（記載例あり）
- ② 保育所等の利用申込書（記載例あり）
- ③ 入所申込児童調査票
- ④ 保育を必要とする事由の確認書類（就労証明書等） ※保護者（父・母）ごとに必要です。
- ⑤ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- ⑥ 転入確約書 ※市外から入所申込する方で、入所希望月までに転入予定がある場合

<保育を必要とする事由・確認書類一覧>

保育を必要とする事由		確認書類
就 労	ひと月において 60時間以上 就労していること	・ 就労証明書 ※就労先において作成したもの ※申込日から1か月以内に発行されたもの
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もないこと ※出産予定月の前後2か月（最大5か月間）	・ 母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日の記載があるページ
病気・障がい	病気や障がいのため、保育が困難であること	・ 診断書又は手帳等の写し ※診断書は申込日から1か月以内に発行されたもの
介護・看護	同居親族の介護・看護を常時行っており、保育が困難であること	・ 診断書又は介護保険証の写し ※診断書は申込日から1か月以内に発行されたもの
災 害	災害復旧にあたっていること	・ り災証明書
求職活動	求職活動をしていること（最大90日間）	・ ハローワーク受付票の写し
就 学	学校教育法に規定する学校に就学していること 又は公共の職業訓練等を受けていること	・ 在学証明書等の写し ※申込日から1か月以内に発行されたもの
育児休業中の継続利用	保育所等を利用している児童について、育児休業取得時においても継続利用が必要であること	・ 就労証明書 ※休業期間の記載があるもの ※申込日から1か月以内に発行されたもの

※ご家庭や保護者、児童の状況によっては別途必要な書類を提出していただくことがあります。

※確認書類について、発行元に対して内容の確認をすることがあります。

※確認書類の偽造等（無断作成・改変）を行った場合、刑法上の罪に問われる場合があります。

また、偽造等（無断作成・改変）したことが判明した場合、保育所等を退所となる場合があります。

4 入所調整について

(1) 市が定める入所調整基準に基づき、申込書類等の内容をもとに保育を必要とする状況を調査し、**保育の必要性の高い方から入所調整を行い、保育所等の入所を決定します。**

※入所調整基準は市のホームページで公表しています。

(2) 入所調整の状況により、**入所保留となる場合や兄弟姉妹で別々の保育所等になる場合があります。**

(3) **希望する保育所等が入所保留となった場合、他の保育所等が空いていたとしても入所調整の対象になりませんので、希望する保育所等を増やすなど、入所できる可能性を高くする方法をご検討ください。**

(4) 次に該当する場合は、入所保留となる場合があります。

- ① 保育所等に入所できる要件・基準に該当しない場合
- ② 希望する保育所等の年齢クラスについて、希望者が多数となる場合
- ③ 児童の安全な保育及び集団保育の実施について、著しく困難であると判断する場合
- ④ 医療的行為を必要とするなどの理由で、希望する保育所等において対応が困難である場合

5 申込みから入所までの流れ

項目	4 月入所	各月入所（例：5 月の場合）
① 入所申込	10/15（水）～11/7（金）	2/24（火）～4/3（金）
	・受付期間内に入所申込をしてください。	
② 入所調整・認定審査	11 月中旬～下旬	4 月中旬
	・入所の調整・保育認定の審査を行います。	
③ 内定（保留）通知	12 月上旬	4 月中旬
	・入所内定通知又は入所保留通知を発送します。	
④ 児童面談	12 月中旬～1 月上旬	4 月中旬
	・児童の状況・様子を把握するための面談を行います。	
⑤ 入所承諾通知	2 月上旬	4 月下旬
	・入所が決定した方に入所承諾通知書を発送します。	
⑥ 入所説明会	2 月～3 月	各園による
	・園ごとに入所説明会（オリエンテーション）を行います。	
⑦ 入所	4 月	5 月
	・短い時間から保育を行う「ならし保育」があります。 ※期間は児童の年齢や園によって異なります。（2 週間程度）	

6 保育料について

(1) 0～2 歳児クラスの保育料無償化について

子育て世帯の経済的負担の軽減及び安心して子育てができる環境の充実を図るため、市独自の取組として、令和 8 年 4 月から 0～2 歳児クラスの保育料の無償化を実施しています。

(2) 3～5 歳児クラスの保育料無償化について

国の幼児教育・保育の無償化制度により、令和元年度から 3～5 歳児クラスの保育料の無償化を実施しています。

※給食費（主食費・副食費が別途かかります。）

(3) 無償化に関する留意事項

- ① 無償化に関する申込等の手続きはありません。
- ② 月額保育料以外は費用は、自己負担となります。
- ③ 入所児童の兄弟姉妹等で、令和 8 年 3 月分までの未納がある場合は、引続きお支払いしていただく必要があります。

7 給食費について（3～5歳児クラス）

(1) 金額及び納付方法

①富士見保育園、玖須美保育園、広野保育園、宇佐美保育園

- ・該当月の登園状況により市が決定し、徴収します。
- ・口座振替により納付していただきます。

②上記以外の施設

- ・各施設により決定し、徴収します。詳細は各施設に直接お問合せください。

(2) 副食費の免除

年収 360 万円未満の世帯（両親の市民税所得割額計 57,700 円未満、ひとり親等の場合 77,101 円未満）の児童及び第 3 子（保育所等を利用する最年長の児童を第 1 子とカウント）以降の児童は、副食費が免除されます。

保育料と同様に、4 月から 8 月までは前年度の市民税所得割額、9 月から 3 月までは当年度の市民税所得割額で免除の算定を行います。

(3) 5 歳児クラスの給食費は、市が実施する幼児教育・保育の完全無償化制度により無償となります。

8 通常保育・延長保育について

保育を必要とする事由や保育の必要量によって利用可能な時間が異なります。

認定区分	利用可能な最大時間
保育標準時間認定	11 時間又は 10 時間 30 分
保育短時間認定	8 時間

(1) 保育標準時間認定の利用可能時間

施設名	通常保育 月～土曜日（祝日を除く）	延長保育 月～金曜日（祝日を除く）	
富士見保育園	7時 30 分～18 時	なし	—
玖須美保育園			
広野保育園			
宇佐美保育園			
八幡野保育園	7時～18 時	18 時～20 時	1 時間 200 円
伊豆栄光荻保育園			
伊豆栄光富戸保育園			
伊豆栄光湯川保育園			
つくし保育園			
伊豆栄光なぎさ保育園			
ちゅうりっぷ保育園			
小規模保育所えん		18 時～19 時	
川奈愛育クラブ（保育部）			

(2) 保育短時間認定の利用可能時間

施設名	通常保育時間 月～土曜日（祝日を除く）	延長保育時間 月～金曜日（祝日除く）	
		通常保育時間以外の時間	30分 50円
全園	8時30分～16時30分	通常保育時間以外の時間	30分 50円

9 休日保育について

(1) 実施施設

- ・12施設（川奈愛育クラブを除く施設）で実施する予定です。
- ・公立保育園の実施場所は次のとおりです。

施設名	休日保育の実施場所	
	日曜日	祝日・年末
富士見保育園	富士見保育園	
玖須美保育園	富士見保育園	玖須美保育園
広野保育園	富士見保育園	広野保育園
宇佐美保育園	宇佐美保育園	

(2) 実施日・保育時間

ア 実施日 日曜日、祝日及び年末（12月29日、30日） ※12/31～1/3は休園日

イ 保育時間 開始時間／園ごとに異なる ※各施設に確認してください。

終了時間／原則午後6時まで ※園の都合により短縮することがあります。

(3) 利用対象

保育所等の在園児童で、保護者及び同居親族等の休日の就労等により、家庭で保育ができない場合

(4) 申込み方法

利用する月の前月20日までに、園に直接申込してください。

(5) 児童の休日

休日保育を利用した児童の保護者は、同一週の月曜日から土曜日までの間の休務日等を、児童の登園しない日（児童の休日）とし、家庭で保育を実施していただきます。

10 病児保育について

(1) 体調不良児対応型

保育所等での保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、施設内の医務室等で一時的に保育します。※利用の対象は在園児童に限ります。

玖須美保育園、宇佐美保育園、伊豆栄光富戸保育園、伊豆栄光湯川保育園、
伊豆栄光なぎさ保育園、つくし保育園、ちゅうりっぷ保育園、小規模保育所えん

(2) 病児対応型

病気の回復期に至らない場合で、かつ当面の症状の急変が認められない病気の児童を、勤務の都合などによって家庭で育児ができないときに、一時的に保育します。

利用するためには、指定医療機関の受診が必要です。

川奈臨海学園内「りんかい保育室」 ☎45-0509

問い合わせ先

伊東市教育委員会 幼児教育課 幼児教育係

☎0557-32-1951

メールアドレス youji@city.ito.shizuoka.jp
